

○白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱

平成23年4月1日

告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用し、市が発注する建設工事の請負契約において、入札参加資格の条件等に制限を設け、入札執行後に資格審査を行う制限付事後審査型一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1,000万円以上のものとする。

2 対象工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び第167条の2に規定する要件に該当するものは、一般競争入札によらないことができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 市長は、一般競争入札において、別に定めるところにより、最低制限価格を設定するものとする。

(一般競争入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 白岡市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第7条に規定（平成15年白岡町告示第6号）する資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。

- (4) 一般競争入札の公告の日（以下「公告日」という。）から落札決定までの期間に、白岡市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程（平成10年白岡町訓令第13号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、白岡市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年白岡町告示第151号）に基づく指名の除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合数値の区分
- (3) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 対象工事に配置予定の技術者
- (6) その他市長が必要と認める事項

（公告内容の決定）

第5条 市長は、地方自治法施行令第167条の6の規定による公告の内容について、白岡市建設工事請負等競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）に対し、審議を依頼するものとする。

2 審査会は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに審議し、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告を受け、公告の内容を決定するものとする。

（一般競争入札の公告）

第6条 市長は、前条第3項の規定により決定された公告（以下「入札公告」という。）については、様式第1号の白岡市建設工事請負制限付事

後審査型一般競争入札公告を電子入札システムに掲載し、情報公開をするものとする。

(現場説明会)

第7条 対象工事に係る現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(一般競争入札への参加)

第8条 一般競争入札参加希望者(以下「参加希望者」という。)は、電子入札システムにより当該入札案件に対し、競争参加資格確認申請書を提出することにより、一般競争入札参加の意思表示をするものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、一般競争入札に参加することができる。

(仕様書等の掲載及び質問)

第9条 市長は、対象工事に係る設計図面、仕様書(金抜き設計書)、特記仕様書その他の入札金額の見積りに必要な図書(以下これらを「設計図書」という。)を電子入札システムにより掲載するものとする。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な設計図書は、貸与又は配布(有償頒布を含む。)をすることができるものとする。

2 参加希望者は、設計図書について質問がある場合は、閲覧期間内において、電子入札システムにより質問することができるものとする。

3 市長は、前項の質問を受けたときは、電子入札システムにより、速やかに回答するものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金の納付及び減免については、白岡市契約規則(平成28年白岡市規則第22号。以下「規則」という。)第5条、第8条及び第9条の規定に基づくものとする。

2 電子入札にあつては、規則第8条第1項第3号に該当するものとし、入札保証金を免除するものとする。

3 入札保証金を納付する参加希望者は、様式第2号の納入書・入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に必要事項を記載し、納付しなければな

らない。

4 前項の規定により入札保証金が納付されたときは、様式第3号の入札保証金預書を納入者に交付するものとする。

5 第3項の規定により納付された入札保証金は、一般競争入札終了後又は落札者決定後に還付するものとする。ただし、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当することができるものとする。

6 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第11条 一般競争入札参加者（以下「入札参加者」という。）は、初度入札時に入札金額見積内訳書を提出するものとする。

（入札執行者等）

第12条 入札執行者は、市長が指定した者をもって充てる。

2 入札執行者は、一般競争入札を執行するに当たり、対象工事を所掌する課等の職員にその執行を補助させることができる。

（入札の執行）

第13条 入札は、入札公告で指定した日時及び方法に基づき、電子入札システムにより、執行するものとする。

2 入札参加者は、いったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

（再度入札）

第14条 入札執行者は、初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより、再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加したものとする。ただし、初度入札において最低制限価格未満の価格の入札、無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札の実施回数は、1回とする。

（落札候補者の決定）

第15条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札候補者とする。

(くじによる落札候補者の決定)

第16条 入札執行者は、落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定するものとする。

(入札の辞退)

第17条 入札の辞退は、白岡市公共工事電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

2 市長は、前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わないものとする。

(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために市長が行う指示に従わない落札候補者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (5) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等により入札書を提出した者がした入札
- (6) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- (10) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札

イ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

ウ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

エ 他人の代理を兼ねた者がした入札

オ 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札

(11) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札（入札の取りやめ等）

第19条 入札執行者は、天災、地変、電子入札システムの重大な障害、参加希望者の連合又は不審な行動その他の公正な入札執行を妨げる行為をした場合等の入札を公正に執行できない理由があると認められるときは、当該参加希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

（落札決定の保留）

第20条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第21条 市長は、落札候補者となった者に対し、速やかに次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無、入札保証金の取扱い等の資格要件を確認するための資料として、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業・経常建設工事共同企業体においては、様式第4号の一般競争入札参加資格等確認申請書、特定建設工事共同企業体においては、様式第5号の一般競争入札参加資格等確認申請書）、一般競争入札参加資格等確認資料（単体・経常建設工事共同企業体においては、様式第6号の一般競争入札参加資格等確認資料、特定建設工事共同企業体においては、様式第7号の一般競争入札参加資格等確認資料）その他市長が指定した資料（以下「確認資料」という。）を、所定の期限までに市長に持参提出するものとする。

3 前項に規定する提出資料のほか、規則第8条の規定に基づき、入札保証金の納付の特例を認める場合であって、入札保証金を納付しなかった入札参加者は、告示の日から過去2か年において、当該入札案件と種類及び規模をほぼ同じくする建設工事請負に係る契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体企業・経常建設工事共同企業体においては、その単体等が、また、特定建設工事共同企業体においては、その代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を2件以上、確認資料に添付しなければならない。

（参加資格の審査）

第22条 市長は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により、落札候補者が参加資格を満たしているか否かの審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、当該落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その者がした入札を無効とし、改めて第15条又は第16条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。この場合において、資格要件を満たす落札候補者が確認できるまで同様の審査を繰り返し行うものとする。

3 参加資格の審査は、前条第2項の規定による確認資料の提出期限の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

（落札者又は入札参加資格不適合の決定）

第23条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことを確認した落札候補者を落札者として決定し、様式第8号の契約締結について（依頼）を電子入札システムにより、当該落札者に通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対し、様式第9号の入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格のいずれかを満たさなくなるときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。

(不調時の取扱い)

第24条 入札執行者は、再度入札を行っても落札候補者がいないとき、又は入札が取りやめになったときは、日時を改めて入札に付するものとする。ただし、特別の理由により改めて入札に付することができないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができる。

(入札結果の公表)

第25条 市長は、落札者を決定した場合は、落札者、落札金額及び入札経過を電子入札システムにより公表するものとする。

(契約保証金)

第26条 契約保証金の納付及び減免は、規則第27条から第29条までの規定に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(その他)

第27条 この告示に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、白岡市電子入札運用基準及び関連諸規程の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月21日告示第182号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月15日告示第209号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第10条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第64号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札執行要綱の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和3年12月28日告示第238号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日告示第84号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

きる。

様式省略